

# 一般社団法人全国病児保育協議会定款施行細則

## 第1章 会員

### 第1条（会員種別）

定款第3章第5条の会員種別に関しては、施設会員は1施設1会員とし、法人、個人が多数の施設を有している場合には、会員登録は1施設のみであり、会員特典もその施設に限ることとする。

### 第2条（経費の負担）

定款第3章第7条に定める経費の負担は次のように定める。

(1) 施設会員：補助金受託施設	入会金10000円	年会費	25000円
補助金未受託施設	入会金10000円	年会費	12000円
(2) 個人会員	入会金2000円	年会費	5000円
(3) 賛助会員	入会金10000円	年会費	1口50000円 (1口以上)

### 第3条（会費の免除）

定款第3章第5条の規定にかかわらず、次の各項のいずれかに当該する者の会費の納入は、理事会の決議により免除することができる。

- (1) 第5条の規定により名誉会長となったもの
- (2) 第5条の規定により名誉会員となったもの
- (3) 第5条の規定により顧問となったもの
- (4) 前3号に準じるもの

## 第2章 代議員

### 第4条（選挙）

代議員の選出方法は別途選挙細則を定める。

## 第3章 役員

### 第5条（役員の定年）

定款第5章第27条の規定にかかわらず、役員の定年を70歳とする。但し役員就任時に70歳未満の場合は、その任期を全うするものとする。

## 第4章 委員会

### 第6条（委員会の設置）

理事会の承認により委員会を設置することができる。委員は概ね10名程度とし、定年制はない。

委員長は理事が担当し、委員長は常任理事に就任する。

外部委員を委託できる。外部委員の謝礼は年間 1 万円、1 回の出務に対して 1 万円を支払う。但し交通費と宿泊費は別途とする。

## 第 5 章 交通費

### 第 7 条 交通費の精算

交通費の精算は、協議会基準に準ずる。東京近郊交通費は一律 2000 円を支給する。理事会・常任理事会・委員会を単独で開催する場合は交通費の精算を行うが研究大会に前後して開催する場合は交通費の精算はおこなわない。ただし会員外の理事や委員が研究大会に参加しない場合は、交通費の精算を行う。

事務局は実費とする。

交通費の額は、状況に応じて会長の許可を得て、経理担当理事がこれを増減することができる。

本規定に定めのないものは、会長がこれを決める。

#### 交通費一覧

東京基準 ( J R )	青森	30000 円
	新潟	22000 円
	石川	29000 円
	岐阜	23000 円
	三重	29000 円
	大阪	30000 円
	岡山	35000 円
	東京近郊	2000 円

東京基準 ( 航 空 機 )	岡山	44000 円
	山口	50000 円
	香川	44000 円
	愛媛	47000 円
	福岡	53000 円
	大分	52000 円
	熊本	53000 円
	鹿児島	56000 円

### 第 8 条 宿泊費の精算

宿泊費の精算は、上限を 1 万円とする。

理事会・常任理事会・委員会を単独で開催する場合は、必要に応じて宿泊費を支給

するが、研究大会に前後して行う理事会・常任理事会・委員会の場合は、理事は宿泊費

の支給はない。理事以外の委員が委員会のために前泊あるいは後泊する場合は、必要に応じて宿泊費を支給する。

## 第6章 地域別研修会

第9条 参加施設は各地域での地域別研修会を開催することができる。地域別は幾つかの県の合同ブロック会、県単位に開催できる。

第10条 研修会開催後は報告書を作成し、協議会に報告する。

第11条 地域別研修会ではかかった費用のうち、講演会場費、講師謝金交通費等に充当するために年間10万円を限度として補助金を申請できる。補助金申請にあたっては開催前に決められた書式にて申請するものとする。

第12条 全国病児保育協議会との共催あるいは後援の依頼は事前に申請するものとする。

第13条 研修会では協議会からの出張講演を依頼できる。依頼は研修委員会、調査研究委員会、インシデント委員会及び感染症対策委員会に既定の書式により行う。講師謝金は1時間10,000円とし地域別研修会が負担する。旅費・宿泊費は所属委員会が負担する。

第14条 協議会会員に依頼があったときは、旅費・宿泊費は協議会が負担する。

## 第7章 電磁的議決についての細則について

理事メール、常任理事メールにての議決規定

理事あるいは常任理事全員の返事がありその過半数の意思により仮決定する。正式決定は直近の理事会にて行う。報告事項はこの限りではない。

## 第8章 会長事務局での事務員規定

第15条 会長事務局には若干名の事務員の配置をし、協議会事務を行う。

事務内容：日本小児医事出版との連絡、協議会への質問の取次、協議会としての電話問い合わせ業務、代議員会、理事会、常任理事会の資料作成、会場の確保、出席問い合わせ、研究大会の協議会事務

第16条 会長事務局にて協議会の業務を行う場合は時給1,200円とする。また代議員会、理事会、常任理事会、研究大会に出席して業務を行う場合は時給以外に交通費、宿泊費を実費支給する。

この細則は、平成27年7月19日から施行する

平成27年3月22日改定

平成27年7月19日改定

平成28年7月17日改定

平成29年7月15日改定